

## 目次

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| アジア比較刑法史の夏に .....                 | 1 |
| 法文化学会第 18 回研究大会・総会を終えて .....      | 2 |
| 法文化学会第 19 回研究大会について .....         | 3 |
| 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』 .....          | 3 |
| 叢書第 13 巻の刊行について .....             | 3 |
| 叢書第 14 巻の刊行について .....             | 3 |
| 叢書第 15 巻の編集について .....             | 4 |
| 叢書第 16 巻の発刊について .....             | 4 |
| 法文化叢書第 16 巻『刑罰の法文化』原稿募集のご案内 ..... | 4 |
| 事務局からのお知らせ .....                  | 4 |
| 2014 年度会計報告 .....                 | 4 |
| 年会費納入のお願い .....                   | 5 |
| 入会の申込について .....                   | 5 |

## アジア比較刑法史の夏に

法文化学会理事長 岩谷十郎（慶応義塾大学）

7 月の初め、私は、大学の仕事でソウルに出張した。韓国刑事政策研究院 (KIC) との学術交流協定締結のためだが、その調印式の後に「東アジアにおける刑法の西欧化をめぐる比較法史的試論」と題した小さな講演を行った。

日本や韓国の法史に大きなインパクトを与えた明律や清律を「伝統的中国法」とひとくくりにして、それらに育まれながらもそれらからの「離陸」過程として、日本と韓国の刑法分野における西洋化の問題を扱う大きな枠組みを示してみた。

具体的な対象は、日本の「旧刑法」と大韓帝国の「刑法大全」である。

日本の「旧刑法」は、1882(明治 15)年に施行され主にフランス刑法の影響を受けた我が国初の西洋型の法典であった。その 23 年後に、大韓帝国の高宗は「刑法大全」を發布した。この法典は、日本との政情が複雑になる中でそれでも韓国が自主的に定めた最後の立法であった。

また「旧刑法」は、1907(明治 40)年公布の明治刑法に至るまで約 25 年間、日本社会を現実

に規律したが、「刑法大全」は、発布後わずか 5 年後の日韓併合を経て、その 2 年後の 1912 年に効力を失う。「朝鮮刑事令」により日本刑法(明治刑法)の「依用」が始まったからである。

両法典が成立した歴史的背景やその意義は大いに異なるのだが、その共通する要素は、なによりも中国律の基盤に西洋刑法の影響が——その混合の実際の態様には違いはあるが——及んだことである。また両法典の編纂にはそれぞれフランス人の法律顧問の関与が——その度合いに深淺の違いはあるが——認められることも似通った点である。

かねてより私は、日本初の近代刑法典——「旧刑法」が明治初年期の律刑法と西洋刑法と

のアマルガムであったとの認識を持っているが、その意味で「旧刑法」は、伝統中国法の日本に及んだ最後の影響といえるかもしれない。また日本の植民地統治の下で、自国の刑法典を失った韓国においても「刑法大全」は伝統中国法の影響の最後を飾る立法作品であったのである。

かつて伝統中国法を仲立ちとした日韓の刑法の関係は、今日ドイツ刑法学が仲立ちしている。両国の理論刑法学者の多くは現在ドイツ語で対話する。だが実は我々の共通の故郷は、時間軸を遡れば伝統中国法にたどり着く。そのことを語りだす共通の言語は何なのか。比較法史の夏は明けたばかりである。

## 法文化学会第18回研究大会・総会を終えて

中野雅紀 (茨城大学)

法文化学会第 18 回研究大会は、「身分——法における垂直関係と、水平関係」をテーマとして、2015 年 11 月 14 日(土)、慶応義塾大学三田キャンパス南校舎 442 番教室で開催された。

昨年の北陸大学と違い、都心開催となったので 1 日開催となった。前日はパリ当時多発テロが発生し、当日早朝には薩摩沖地震があったにもかかわらず多くの参加者を見ることができた。

まず、岩谷十郎理事長の開催挨拶が行われた。次に、自由報告として藤原凜会員(一橋大学)が「死刑執行停止後の韓国の刑事政策の実態」を王雲海会員の司会の下に報告した。次に、テーマ報告「身分——法における垂直関係と、水平関係」の趣旨説明を私、中野雅紀(茨城大学)がおこなった。引き続き、以下の報告の司会は私がおこなった。まず、齊藤豪大氏(一橋大学)が「スウェーデン航海法制定における担い手」を報告した。お昼休みを挟んで、大藤慎司会員(駿台教育振興)が「改革の対象としてのプロイセン

将校団——”年功序列”制の実態——」を報告した。次に、篠原永明氏(甲南大学)が「「価値」としての基本権上の自由と憲法秩序における個人の地位」を報告した。そして最後に、出雲孝会員(中央大学)が「近世自然法論における夫婦間の平等——親権を中心にして——」を報告した。そのあと、総会と閉会挨拶があり、無事研究大会は終了した。

全報告を通して、いずれも活発な質疑応答がなされた。本来的に、開催校幹事として本務校である茨城大学で開催予定のはずであったのだが、茨城大学の学園祭とバッティングしたため、学生自治会から交通安全上の観点から開催を控えてもらいたいということになった。上記報告者のうち、わたしの教え子である齊藤氏と大藤会員がいるのはそのためである。いずれにせよ、急遽会場の変更を迫られ、岩谷理事長らのご配慮で慶応義塾大学で開催ということになった。改めて、慶応義塾大学関係者の岩谷、森、岩波、出口、薮

本の各会員に感謝する次第である。また、研究会  
大会および懇親会に参加して下さった報告者・  
会員方々に、改めてお礼を述べさせてもらいた  
い。

## 法文化学会第19回研究大会について

第19回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**8月末日まで**に、企画担当者までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第16巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2016年11月19日(土)
2. 会場: 國學院大學 渋谷キャンパス  
〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28
3. テーマ: 刑罰の法文化

**開催校からのお願い** ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614 桐蔭横浜大学法学部内法文化学会事務局
- ・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させて戴きます。

## 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

### 叢書第13巻の刊行について

法文化叢書第13巻『貨幣と通貨の法文化』(編者:林康史会員)の刊行が大幅に遅れており、まことに申し訳ございません。8月中にはお手元にお届けすることが出来る予定でおりますので、今少しお待ちいただけましたら幸いです。

### 叢書第14巻の刊行について

叢書第14巻『再帰する法文化』(編者:岩谷十

郎会員)の編集が鋭意進められております。本年秋の刊行を目指して、現在編集が進められております。編集・執筆にご協力くださっている方々、宜しく願い申し上げます。

### 叢書第15巻の編集について

叢書第15巻『身分——法における垂直関係と水平関係』(編者:中野雅紀会員)の編集が鋭意進められております。来年秋頃の刊行を目指し

ておりますので、引き続きご協力を宜しくお願い申し上げます。

### 叢書第16巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第16巻のテーマを「刑罰の法文化」とすることにいた

しました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日まで学会事務局に題目（仮題で結構です）をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者ととも編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

## 法文化叢書第16巻『刑罰の法文化』原稿募集のご案内

法文化叢書第16巻編集担当 高塩博（國學院大學）

takashio@kokugakuin.ac.jp

「刑罰」を議論の俎上に上せる場合、その論点は数え切れぬきれぬほどに多種多様である。どのような地域や国家の、どのような種類の刑罰を話題とするのか、それをどのような切り口で論じるのか、どのような学問的手法を採るのか、実に多岐にわたる。執筆者各位の問題関心にしがって自由な論題をたていただき、自由な手法を用いて論述していただきたく思う。それ故、目下の方針としては、叢書16巻においては特定の方向性を示すサブタイトルは設けなかつもりである。刑罰の法文化について多彩な論考が投稿されることを期待している。若手もベテランもふるって応募していただきたい。

今秋開催の第19回研究大会においては、現在のところ、4名の方が報告して下さる予定である。学問領域でいえば、法制史学、法社会学、比較法学の分野から、地域でいえば日本、中国、ヨーロッパ、アメリカなどを対象とした議論が展開されるものと思われる。

1. 原稿申し込み締切日: 2016年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2017年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2018年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

### 事務局からのお知らせ

#### 2014年度会計報告

2014年度の会計(2014年4月1日～2015年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

#### 2014年度 収支

|        |           |
|--------|-----------|
| 総収入    | 1,201,367 |
| 総支出    | 556,931   |
| 次年度繰越金 | 644,436   |

#### 2014年度 収入内訳

|        |           |
|--------|-----------|
| 年会費    | 565,000   |
| 前年度繰越金 | 622,501   |
| 大会収入   | 13,866    |
| 計      | 1,201,367 |

## 2014年度 支出内訳

|       |         |
|-------|---------|
| 郵送費   | 22,728  |
| 文具代   | 6,920   |
| 大会費用  | 1,000   |
| 出版経費  | 525,419 |
| 振替手数料 | 864     |
| 計     | 556,931 |

購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2016年度(2016年4月1日～2017年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引

### \* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

### 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

#### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。